

# 第11回全国和牛能力共進会宮城大会家畜衛生対策要領

平成29年3月10日

第11回全国和牛能力共進会宮城県実行委員会

## 第1 目的

この要領は、第11回全国和牛能力共進会宮城大会（以下「共進会」という。）において、家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号。以下「家伝法」という。）第12条並びに家畜伝染病予防法施行規則（昭和26年農林省令第35号。以下「施行規則」という。）第18条及び19条の規定に基づき、家畜伝染性疾患の発生予防のための措置を実施し、併せて疾病発生時に適切な措置を行うことにより、出品牛の健康管理と会場の衛生管理に万全を期し、もって本共進会の円滑な運営に資することを目的とする。

## 第2 基本方針

共進会の目的達成のため、公益社団法人全国和牛登録協会（以下「主催者」という。）は、家伝法に定めるもののほか、特に口蹄疫等の海外悪性伝染病に対する衛生対策も踏まえ宮城県の指導、協力のもと第11回全国和牛能力共進会宮城大会家畜衛生対策要領（以下「本要領」という。）に基づき次の事項を履行する。

- 1 共進会会場及び施設の衛生管理
- 2 出品牛の衛生検査と予防注射の実施
- 3 出品牛の搬入時及び搬出時の衛生対策
- 4 出品牛の健康管理と疾病治療の実施
- 5 健康で衛生的な管理下での出品牛の返還
- 6 海外からの来場者も想定した入場時消毒の徹底

## 第3 出品牛の衛生条件

共進会会場に搬入する出品牛及び随伴牛（以下「出品牛等」という。）の衛生条件は次のとおりとする。

### 【種牛の部】

#### 1 衛生検査

##### (1) 臨床検査の実施

出品牛等は所属する道府県を出発する前72時間以内に、家畜防疫員の臨床検査を受け、健康であることを確認されたものでなければならない。

##### (2) 出品牛の検査及び予防注射の実施

以下の表中、「搬入基準日」は平成29年9月5日とし、「搬入基準日以前6か月以内」とは平成29年3月5日から平成29年9月5日までの期間を指す。

検査	・結核病 ・ブルセラ病	搬入基準日以前6か月以内に検査を実施し、陰性を確認していること。 当該農場において搬入基準日以前6か月以内に発生がないこと。
	・ヨーネ病	出品牛は、国が定めた「牛のヨーネ病防疫対策要領」（平成25年4月1日24消安第5999号農林水産省消費・安全局長通知。）に基づくカテゴリーⅠの農場で飼養されていることを原則とし、次の①の条件を満たすこと。 やむを得ず、カテゴリーⅠ以外の農場から出品する場合には、次の②、③の条件を満たすこと。 また、検査はできる限り搬入に近い時期に実施するよう努めること。
	①カテゴリーⅠの農場	搬入基準日以前6か月以内に検査を実施し、陰性を確認していること。
	②カテゴリーⅡの農場	搬入基準日以前6か月以内に最低3か月の間隔を空けた2回以上の抗原検査 <sup>1)</sup> を実施し、陰性を確認していること。かつ、当該農場において搬入基準日以前6か月以内に発生がないこと。
③カテゴリーⅠ、Ⅱ以外の農場	搬入基準日以前6か月以内に1回以上の抗原検査 <sup>1)</sup> を実施し、陰性を確認していること。かつ、当該農場において搬入基準日以前6か月以内に発生がないこと。	

予 防 注 射	<ul style="list-style-type: none"> <li>炭疽</li> <li>牛呼吸器病（牛5種混合生ワクチン<sup>2)</sup>又は牛6種混合ワクチン<sup>3)</sup>）</li> <li>イバラキ病</li> <li>牛流行熱</li> <li>牛異常産（3種混合不活化ワクチン<sup>4)</sup>）</li> </ul>	<p>平成29年3月5日から平成29年8月14日までの間に接種が完了していること。</p> <p>牛流行熱については、期間内に4週間隔で2回接種すること。</p> <p>牛異常産ワクチンを前年に接種していない牛は、期間内に2回接種すること。</p>
------------------	---	--

(3) 出品牛に随伴する子牛の検査及び予防注射の実施

検 査	<ul style="list-style-type: none"> <li>結核病</li> <li>ブルセラ病</li> </ul>	生年月日が平成29年6月5日以前の牛で、陰性を確認していること。
	<ul style="list-style-type: none"> <li>ヨーネ病</li> </ul>	
	①カテゴリーⅠの農場	生年月日が平成29年3月5日以前の牛で、陰性を確認していること。
	②カテゴリーⅡの農場	<p>生年月日が平成29年3月5日以前の牛で、搬入基準日以前6か月以内に最低3か月の間隔を空けた2回以上の抗原検査<sup>1)</sup>を実施し、陰性を確認していること。</p> <p>生年月日が平成29年3月6日から同年6月5日までの牛で、1回以上の抗原検査<sup>1)</sup>を実施し、陰性を確認していること。</p>
予 防 注 射	<ul style="list-style-type: none"> <li>炭疽</li> <li>牛呼吸器病（牛5種混合生ワクチン<sup>2)</sup>又は牛6種混合ワクチン<sup>3)</sup>）</li> <li>イバラキ病</li> <li>牛流行熱</li> <li>牛異常産（3種混合不活化ワクチン<sup>4)</sup>）</li> </ul>	生年月日が平成29年6月5日以前の牛で、同年8月14日までの間に接種が完了していること。
	③カテゴリーⅠ、Ⅱ以外の農場	生年月日が平成29年6月5日までの牛で、搬入基準日の前6か月以内に1回以上の抗原検査 <sup>1)</sup> を実施し、陰性を確認していること。

1) 抗原検査とは、施行規則別表第一ヨーネ病の項の分離培養法による細菌検査若しくは遺伝子検査（定性判定）又はその両方による検査をいう。また、遺伝子検査（定性判定）は、同項のリアルタイムPCR法による遺伝子検査のうち、ヨーネ菌遺伝子の有無を確認するための検査とする。

2) 牛5種混合生ワクチン：牛伝染性鼻気管炎、牛ウイルス性下痢粘膜病、牛パラインフルエンザ、牛RSウイルス感染症及び牛アデノウイルス感染症混合生ワクチン

3) 牛6種混合ワクチン：牛伝染性鼻気管炎、牛ウイルス性下痢粘膜病1型2型、牛パラインフルエンザ、牛RSウイルス感染症及び牛アデノウイルス感染症混合ワクチン

4) 牛異常産（3種混合不活化ワクチン）：アカバネ病、チュウザン病及びアイノウイルス感染症混合不活化ワクチン

(4) 検査方法については、下記の方法により実施すること。

① 結核病：施行規則別表第一結核病の項に定める検査の方法。

② ブルセラ病：施行規則別表第一ブルセラ病の項に定める検査の方法。

③ ヨーネ病：施行規則別表第一ヨーネ病の項に定める検査の方法。ただし、リアルタイムPCR法による検査においては、遺伝子検査（定性判定）とする。

(5) 検査・予防接種証明書の携行及び事前FAX

出品者は、上記の検査及び予防注射の各証明書（別記様式第1号・2号・3号）を出品牛の共進会会場搬入時に携行すること。

全国和牛登録協会各道府県支部・委託団体は、第4の2(2)により事前に証明書をFAX送信すること。

(6) 精液検査

若雄区（1区）に該当する出品牛は、精液検査を平成29年3月5日以降に実施し、出品者は検査証書

(別記様式第4号)を共進会会場搬入時に携行すること。

## 2 出品牛搬入時の衛生対策

出品者は、出品牛を共進会会場に搬入するに当たり、次の事項を遵守すること。

- (1) 出品者は、輸送中の事故及び病畜発生時等には現在地の都道府県畜産主務課に連絡し、対策等を適切に処置すること。
- (2) 出品者は、前項による事故等により会場への到着予定日時を変更する場合には、第11回全国和牛能力共進会宮城県実行委員会事務局(以下「共進会事務局」という。)に速やかに連絡すること。
- (3) 主催者は、出品者に対して、出品牛の共進会会場への搬入時に共進会事務局が別に定める家畜衛生部の指示に従うよう指導する。
- (4) 家畜衛生部は、出品牛車両の消毒を速やかに実施し、到着した出品牛の個体確認及び各種証明書等の確認をするとともに、牛の健康状態を確認し、健康であることを認めた場合は入場を認め、異状を認めた場合は入場を中止してその後の措置を別途指示する。  
なお、家畜防疫を考慮し、本作業は道府県単位で実施する。また、証明書等の提出がない搬入牛の入場は一切認めない。
- (5) 出品牛の輸送に使用した車両の洗浄・消毒及び敷料・残さ等の廃棄は共進会事務局が指定する場所で行うこと。

## 3 出品牛の共進会開催時の衛生対策

- (1) 主催者は、家伝法第12条の規定により、家畜診断所、隔離所及び汚物だめ等家畜伝染性疾病の発生を予防するため必要な施設を設置する。
- (2) 主催者は、出品に関する者以外の出品牛舎への立入を制限し、関係者以外の者が出品牛と接触しないよう対策を講じる。
- (3) 主催者は、出品者に対して、牛の健康管理の徹底を指導するとともに、異状を認めた場合、直ちに家畜衛生部に連絡する体制を整備する。
- (4) 家畜衛生部検診・診療班は、出品牛の事故防止に万全を期すため、家畜防疫員を常駐させ、昼夜における監視を行い、出品牛管理日誌(別記様式第5号)を記録し保管する。
- (5) 家畜衛生部検診・診療班は、共進会会場内を巡回し、出品者等からのりん告を聴取し臨床検査を行うほか、必要に応じ検査、診断等を行う。また、出品牛舎並びにその附属施設、審査会場等の消毒については、出品県の担当者、出品者等と協議の上、協力を得て的確に実施するものとし、実施結果を検診・消毒作業記録簿(別記様式第6号)に記録の上、保管する。
- (6) 病畜の診療について
  - ①病畜の診療等の措置は、原則として所属道府県の担当獣医師がこれにあたることとする。ただし、やむを得ず家畜衛生部が処置する場合は、所属道府県担当者が立会すること。また、主催者は家畜衛生部に薬品、器具等衛生処置に必要な資材を常備する。ただし、特別に注文する薬品等にあつては、その経費は注文者の負担とする。
  - ②加療等の処置をした場合、当該獣医師は、診療報告書(別記様式第7号)を随時、家畜衛生部に提出すること。
  - ③家畜衛生部は、薬品等を譲渡する場合は、診療内容を聴取し薬品受払簿(別記様式第8号)に記録し保管する。
- (7) 共進会開催期間中(搬入・搬出時含む)に使用する粗飼料・敷料については、国内産又は口蹄疫清浄国から輸入されたものに限定する。

## 【肉牛の部】

### 1 衛生検査（臨床検査の実施）

出品牛は、所属する道府県を出発する前72時間以内に、家畜防疫員の臨床検査を受け、健康であることを確認されたものでなければならない。

出品者は、上記の検査の確認書（別記様式第2号）を共進会会場搬入時に携行すること。

### 2 出品牛の搬入時の衛生対策

出品者は、出品牛の輸送及び共進会会場に搬入するに当たり、次の事項を励行すること。

- (1) 出品者は、輸送中の事故及び病畜発生時には、所在地の都道府県畜産主務課に連絡し、対策等を適切に処置すること。
- (2) 出品者は、前項による事故等により共進会会場への到着予定日時を変更する場合には、共進会事務局に速やかに連絡すること。
- (3) 出品者は、搬入時の出品牛の健康管理に留意し、牛体を清潔に保つとともに、共進会会場到着時、生体に糞便の付着がないように留意すること。
- (4) 主催者は、出品者に対して、出品牛の共進会会場への搬入時に、共進会事務局が別に定める肉牛対策部肉牛衛生班の指示に従うよう指導する。
- (5) 肉牛対策部肉牛衛生班は、出品牛の車両消毒を速やかに実施し、到着した出品牛の個体確認及び臨床検査確認書（別記様式第2号）を確認するとともに、牛の健康状態を確認し、健康であることを認めた場合は入場を認め、異状を確認した場合は、入場を中止し、その後の措置を別途指示する。  
また、牛体（蹄間を含む）に糞便が著しく付着した出品牛については、出品者による牛体洗浄の実施を確認した後、入場を認める。なお、家畜防疫を考慮し、本作業は道府県単位で実施する。
- (6) 出品牛の輸送に使用した車両の洗浄・消毒及び敷料・残さ等の廃棄は共進会事務局が指定する場所で行うこと。

### 3 出品牛の搬入後の健康管理

- (1) 肉牛対策部肉牛衛生班は、出品牛の健康管理に留意し、異状を認めた場合は直ちに所属道府県出品担当者に連絡する。
- (2) 共進会開催期間中に使用する粗飼料・敷料については、国内産又は口蹄疫清浄国から輸入されたものに限定する。
- (3) 出品者は、繋留場では肉牛対策部肉牛衛生班の指示に従うこと。
- (4) 肉牛対策部肉牛衛生班は、家畜防疫員等を常駐させ、出品牛の事故防止に万全を期すため、昼夜監視を行い、出品牛管理日誌（別記様式第5号）を記録し保管する。
- (5) 出品者は、仙台市中央卸売市場食肉市場内では、と畜場管理者である仙台食肉卸売市場株式会社及びと畜場法に基づく仙台市食肉衛生検査所のと畜検査員の指示に従うこと。

## 第4 出品牛の各種衛生関係証明書等

### 1 提出様式

#### <種牛の部>

	1区	2・3区	4～7区
第1号 検査・予防注射証明書	○	○	○
第2号 臨床検査確認書	○	○	○
第3号 検査・予防注射証明書(随伴牛)	—	—	○※
第4号 精液検査証明書	○	—	—

※随伴する子牛がいる場合

#### <肉牛の部>

	7～9区
第2号 臨床検査確認書	○

### 2 証明書の携行及び提出書類並びに事前FAX送信

#### (1) 証明書の携行

出品者は、証明書を共進会会場への搬入時に必ず携行し、関係者に手渡すこと。  
証明書に不備等があると搬入を認めない場合がある。

#### (2) 事前のFAX送信

搬入作業を円滑に進めるため、全国和牛登録協会各道府県支部・委託団体は、事前に各証明書(別記様式2を除く)をとりまとめ、次の事務局宛てFAX送信すること。

送信先：	第11回全国和牛能力共進会宮城県実行委員会事務局出品対策部 FAX022-714-2985
送信期限：	平成29年8月21日(月)
※必ず送信表を付し連絡先、出品区及び頭数、送信枚数等を記載すること。	

### 3 その他

証明書の発行に関しては、関係機関と連絡し、記載不備がないようにすること。

※証明書様式は、事務局ホームページに掲載するので、活用願います。

URL <http://www.pref.miyagi.jp/soshiki/miyagi-zenkyou/>

※実施・記入に当たっての不明な点は下記まで問い合わせ願います。

第11回全国和牛能力共進会宮城県実行委員会事務局出品対策部

TEL：022-714-2984

FAX：022-714-2985

### 第5 その他

(1) 道府県畜産主務課は、共進会開催日の前3か月以内に家畜防疫上問題が生じるおそれのある家畜伝染性疾病の発生があった場合は、主催者に報告し、かつ、主催者は宮城県と協議の上、共進会参加資格の可否を決定する。

(2) 本要領に定める家畜伝染性疾病以外の疾病についても十分な対策を講じるものとする。

(3) 家畜衛生部の服務規程は別途定める。

(4) その他必要な事項については、農林水産省消費・安全局動物衛生課の指導のもと関係機関と協議の上、決定することとする。